発行日：2020年06月24日

# 直方市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力施設支援交付金

| 募集期間 | 2020年4月25日から2020年7月31日まで |
|---|---|

## 目的

直方市では、福岡県による令和2年4月14日(火曜日)から5月6日(水曜日)までの休業要請等を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止に協力する中小企業及び小規模事業者が営む市内の対象施設に対し、交付金を支給します。 福岡県から休業要請及び休業協力依頼をされ、休業した施設は1施設(店舗)当たり20万円、福岡県から営業時間短縮を要請され、営業時間短縮をした施設は1施設(店舗)あたり10万円。申請期限は7月31日(金)です。

## 支援内容

▼支給額
・交付要件1
福岡県から休業要請及び休業協力依頼をされ、休業した施設
(令和2年4月1日時点で営業許可等を得ていること)
1施設(店舗)当たり20万円

・交付要件2
福岡県から営業時間短縮を要請され、営業時間短縮をした施設
(令和2年4月1日時点で営業許可等を得ていること)
1施設(店舗)あたり10万円

## 対象者の詳細

▼対象者
令和2年4月25日(土曜日)から5月6日(水曜日)まで福岡県から休業要請及び休業協力依頼をされ、休業した施設
(令和2年4月1日時点で営業許可等を得ていること)

▼交付要件1対象施設
遊興施設
：キャバレー、スナック、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、ライブハウス等

大学、学習塾等：専修学校、各種学校等の教育施設、自動車教習所、学習塾等

運動施設、遊技施設：体育館、水泳場、スポーツクラブ等の運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場等

集会・展示施設：博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

商業施設：生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

▼交付要件2対象施設
食事提供施設（※1）
飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等
※但し、宅配・テイクアウトサービス専門店を除く。

## 対象地域

## お問い合わせ

商工観光課 商業観光係
電話：0949-25-2156

| 担当者 |
| --- |
| 会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会<br>担当　：橋本<br>住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル |

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金